主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

論旨第一点は、原審の証拠の取捨、事実の認定を非難するに帰し、適法な上告理由とは認められない(原審の事実認定は、その挙示の証拠によりこれを肯認しうべく、D証人の供述に関する原審の判示も、これを是認し得ないものではない。)。

同第二点は、違憲をいう点もあるが、結局原審の認定に副わない事実関係を前提 として原判決を非難するものであつて、採るを得ない(原審は、本件家屋が上告人 の所有ではなく、被上告人の所有であると判示しているのである。)。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、 主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	高	木	常	七